

中津保育所の民営化に伴う第5回三者協議会会議録

1 日 時

平成27年3月14日（土） 午前9時00分から

2 場 所

中津保育所

3 出席者

- ・中津保育所保護者 13人
- ・社会福祉法人 天王福社会
鹿島理事 他2人
- ・保育幼稚園課
中井課長 小西参事 北川副主幹 佐竹所長

3 案件

- (1) 合同保育の実施状況について
- (2) 新制度の施行に伴う保育時間と延長保育の考え方について
- (3) 各クラスの担任について
- (4) その他

4 発言要旨

(市) それでは済みません、少しお時が間過ぎましたけれども、改めましておはようございます。

本日は公私お忙しい中、また足元のお悪い中、三者協議会のほうにお集まりいただきましてありがとうございます。

早速ではございますけれども、これより第5回の中津保育所の三者協議を開催させていただきたいと思っております。

それでは、これより議事進行につきましては、保育幼稚園課の中井課長のほうにお願いしたいと思います。

(市) 改めまして皆さんおはようございます。

では着席のほうをさせていただきます。

それでは早速ではございますけれども、会議次第に従いまして進めさせていただきます。

合同保育が始まりましてもうすぐ3カ月が経とうとしております。3月末をもちまして合同保育は終了いたしますけれども、4月から、引き続き公立の引き継保育士による引き継保育が始まりますので、よろしく願いいたします。

現状における合同保育の実施状況について、今回もご報告のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、佐竹所長のほうから現状の合同保育の状況について、ご報告願いたいというふうに思えますのでよろしくお願ひします。

(市) おはようございます。本当に早いもので合同保育が始まりまして3カ月に入っております。先月のときにはお話させてもらいましたように、各クラスに固定で入っていただいていた保育士さんたちがちょっとほかのクラスにどんどん入れかわっていただいていた他のクラスの様子も見ていただいております。子どもたちの様子や引き継ぎも園長を通じて引き継ぎをさせていただいておりますので、順調に進んでおりますのでご安心していただいていると思います。本当に、違和感ということはないのですけれども、保育所の職員外に入っているのですけれども、何かもう一体になって保育をしているなというのは感じられますので、はい、今の現状はこういう感じです。

3月いっぱい、もう本当にあと2週間くらいになりましたけれども、最後まで気を抜かないで頑張っていきたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。

(市) ありがとうございます。

次に、重複するところもあるかもしれませんが、法人さんのほうから補足、それから今現在、実施に当たって留意いただいている点、こういったところがあったらご報告をお願いしたいというふうに思えます。

(法 人) おはようございます。一ノ瀬です。

現在の引き継ぎ状況なのですけれども、先週は在園児の保護者の方々との面談のほうを終わらせていただきました。その中で、期待してくださっているというお声などもいただきましたので、そういったお声にお応えできるように職員一同、力を合わせて4月からもしっかりとやらせていただきたいと思いますというふうに思っております。

今週に入りまして新入園児の兄弟関係の方々と少しずつ個人面談

のほうをさせていただいております。また来週の半ばの19日の木曜日に新入園児の説明会のほうを予定させていただいております。そちらのほうでもまた新入園児の方にも来ていただいて、これからのてんの中津保育園のことを知っていただけるようにお話をさせていただきたいと思っております。

それから、16日以降、来週の月曜日からですけれども、引き継ぎ保育士のほうも、また新たに増やさせていただくこととなっております。そういった新しい職員も4月に向けて態勢づくりのほうを整うようにしっかりと職員一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

新しい子どもたちを迎えるに当たり4月に入って子どもたちが、環境も少し変わります中で動揺せずにくわくどきどき感をもって保育園が大好きと言ってもらえるように職員のほう、力を合わせて、また巡回指導で残ってくださる先生方にも引き続きご指導いただきながら態勢のほうをつくっていききたいと思っております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。以上です。

(市) ありがとうございます。

ただ今、合同保育の現状につきましてご報告をさせていただきました。この件につきまして何かご質問等がございましたら承りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。

それでは次に進めさせていただきます。

それでは次第の2つ目の案件でございます。新制度の施行に伴う保育時間と延長保育の考え方について、担当のほうからご説明させていただきます。

(市) はい。それでは延長保育の考え方ということで、1枚こういうものと一緒に、きょう配付をさせていただいております。そちらの資料をごらんください。

今年度、この4月1日から新制度のほうが行われることとなります。実施されることとなります。そうなりますと、今までとは違って、保育短時間認定と保育標準時間認定ということで、保護者の皆様の就労条件等によりまして区分が2つに分かれるという形となります。ただ、在園児の方につきましては保育標準時間の認定を選択することができるということになっておりますので、これまでと変わらず保育を受けるのは可能です。

それと基本、保育標準時間というのは、基本時間が、保育の時間

が 11 時間ということになります。その 11 時間というのは最大利用できるのが 11 時間で、保護者の就労の状況によっては早くお迎えに来ていただいている方もいらっしゃいます。そこは全然変わりがございません。11 時間必ず利用できるということではなくて、その就労の状況に応じてお迎えに来ていただくということになります。もちろん集団保育というところもございますので、例えば 4 時までが集団保育の時間だ…育休の方とかにつきましては 4 時ごろにお迎えに来てくださいねと、これまで公立のほうではお願いをさせていただいていたという定義があります。そういうところは今までと変わらないのですけども、そういう短時間と標準時間という 2 つの区分になる。この区分になって今まで公立は上の表なのですけれども、1 つしかなかったのです。基本、保育所は 8 時間開所しなさいというのが決まっています、11 時間超えたところは延長保育ですと、これまでの制度でした。それが短時間と標準時間になりますと下のような図になります。保育短時間になりますと 8 時間を超えたところは全て延長保育ですよという今、国の制度になっております。保育標準時間もこれまでと変わらず 11 時間を超えたところが延長保育ですよという決まりになっております。この保育短時間と標準時間というのは、各それぞれ運営主体のほうで時間を決めてくださいと。公立でしたら市が決めます。私立さんになりますと私立さんのほうで決めていただくということにはなるのですけれども、今年度、公立の保育所については短時間認定の方についても延長保育が発生しないように、実際に本当に 8 時間になる方というのは、その 8 時間コアな時間の間に送迎が可能だという方を短時間認定する予定なのです。ですので、送迎時間も含めてその 8 時間の間に送迎が可能の方のみ短時間認定する予定ですので、その方が、基本延長保育が発生するということは考えられないかなというふうに思っています。

ただ、実際に会社のご都合なんかによって、この日は残ってくださいというようなこともあるかもしれません。だから、そういうところも勘案して延長保育が発生するか発生しないか、少し状況を見きわめる必要もありますので、今回 1 年間、28 年までは経過措置を設けて、短時間認定の方の延長保育が発生しないですよということにしています。標準時間は今までどおり変わりません。

それを少し、新たな制度になりますので、民間園さんになりますと、そこを民間園さんが短時間の時間をここからここまでですよとか、標準時間の時間はここからここまでですよと決められます。法律

上、そういうふうになっているので、そこは少し保護者の皆様にもご認識をしていただいております。というところをご説明させていただきます。

実は、来年、じゃあ27年4月からどうなるのかということになるのですが、天王さんのほうに少しお願いをさせていただいて、公立保育所は1年間の経過措置を設けます。ですので、その経過措置を同じような形で継続していただけないかということをお願いしまして、快諾いただいておりますので、来年1年間は公立と同じような形で運営をしていただけるということを少しお約束をしていただきましたので、そのことをご報告させていただきたいと思っております。

ただ、公立のほうも1年間の経過措置という形でさせていただいておりますので、28年度の4月については、それらの利用状況とかを見きわめながら、短時間の方については、短時間を超えた部分については延長保育が発生するというような形で基本考えておりますので、そういうことになっていくということをご認識をお願いしたいと思います。

その時間なのですが、保育時間を公立では8時半、下の表にあるように8時半から4時半という形で短時間の保育時間を決めさせていただくことになると思います。今ちょうど議会のほうに上げていますので、その議会の議決をいただくという形になります。同じような形で天王さんのほうにもお願いしておりますので、短時間のほうは8時半から4時半、標準時間のほうは同じように7時半から6時半ということで今、設定をさせていただいているのですけれども、それが1つです。大きく新制度に変わって延長保育が発生することがあり得ますということをご認識させていただきたいということが1点です。その新たにまた延長保育が発生するときについては、しっかりとご説明をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

もう1点が、実は市からもいつも天王さんと協議をさせていただいているのですが、朝の延長保育を30分、7時から7時半までというところなのですが、これを標準時間7時から4時までというふうな形にして前の延長保育をなくしていただきます。後ろ6時から7時までが延長保育となるのですが、前の6時から6時半までを徴収せずに6時半から7時までというふうな形での徴収。だから保護者の皆様にとっては、これは、来年すぐにするとかいうのではなくて、そういうこともお考えになられておりますので皆様に

ちょっとご報告をさせていただきたいなということで、7時から4時までが基本保育時間になって、6時から延長保育が発生するのですけども前の30分は延長保育を取らないで6時半から7時までと、今までどおりの徴収方法という形で前に利用されていた方がなくなると。後ろ1時間延長保育というふうなことで今、少し一緒に検討はさせていただいているところですので、そういうこともあり得るということでご報告のほうをさせていただきたいと思います。しっかりとそれが決まってこういうふうにしますということではなくて、また事前にご説明もさせていただきながら皆様のご了承をいただきながら進めさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。

大きなところでの説明は以上です。ちょっと少しわかりにくかったと思うので、ご質問いただいたらまたもう一度ご説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

- (市) ただいま、新制度の施行に伴う保育時間と延長保育の考え方についてご説明させていただきました。ちょっと中身が標準時間認定、短時間、その概念とそれに係る延長保育の考え方、それからこの1年間茨木市のほうでは経過措置で標準時間と短時間との差、標準時間は7時から7時半、それから後ろのほうは6時半から7時、ここが延長保育が発生する料金帯。短時間は8時半から4時半というのを基本の保育時間と考えたので、それから前とかそれからうしろというのは必ず延長保育がかかるというのが国のスタイル、考え方です。ただ、それを利用される方がどれだけいらっしゃるかというのはわからないので、今年1年間はちょっと見きわめをさせていただきたいということで従前と同じように標準時間帯と短時間の時間帯で比べたときに発生する延長保育はもう取らないですよということにさせていただきました。ただ、7時から7時半と、それから6時半から7時まで、これは従来通りの考え方ですので短時間の方の方もそこは取るという形になります。この1年間という経過措置で。それは公立のほうで適用します。それを民営化するこちらの保育園のほうでも1年間はその取り扱いにさせていただくと。これが1つの大きなお話。

もう1つは、実際に延長保育の基本の保育時間とか標準の保育時間、それから短時間の保育時間というのは各園によって決めることができるというふうにされていますので、今後1年間を経過した以降にその標準の11時間という時間帯を少し前にずらしてほしいとい

うお考えを今現在お持ちで、そういう方向でやっていきたいというふうに思っています。ただ、そういうふうにすると後ろの1時間が延長料金かかってしまうことになるので、今よりもうちょっと料金体制でご負担をかけることになるので今までどおり6時から6時半のところはもう取らないと。6時半から7時のところだけ延長保育のほうを徴収させていただきますという提案です。だから朝の7時から7時半は今まで公立では取っていたところをもう取らないということに。標準の基本の保育時間のほうに振りかえますので、その時間は延長保育という考え方ではなくなるという説明でございます。

今ひとつわかりませんよね。ちょっとわかりにくいと思うのですよ。それで具体的にちょっとその中で、ご質問いただく中で具体的な事例なんかを「この場合はどうなるの」ということで聞いていただいたらそれにお答えすることでもうちょっとご理解が深まっていくかなと思いますので、ぜひこの場でご質問できる方はしていただいて、できない方はちょっと終わってからでも結構ですのでご質問いただけたらというように思いますが。

ちょっと今、このところがわかりにくかったというのがあればお伺いして

(保護者) 幾つかお伺いしてもよろしいですか。

(市) はい。

(保護者) 短時間認定とか標準時間認定というのは市のほうで決められるかと思うのですが、短時間認定の方の延長保育は1年の経過措置があつてその後の話なのですけど、それは幾らというのは30分区切りとか1時間単位とか、会社の残業で預かってもらう時間が変わると思うので、その辺は細かく細分化して検討されているのでしょうか。

(市) 今現在のころ、まだ具体的に短時間認定の方の延長保育料を幾らにするかということは詳細に考えていません。というのは、実態がどれくらいの方が利用されるかというのがわかりませんし、今の茨木市の規程の中では今の延長保育料と同じ金額がかかるということになっています。ただそれが、余りに利用者が多いとか、その実態を把握した上でどういう料金設定が、考え方として妥当かというのは今後その実情を見ながら検討することになると思います。

(保護者) 実際にでも実情を見ながらというのは何か具体的にアンケートをとるとかそういったことですか。

(市) 今、考えているのは、公立のほうになりますけれども、各園のほうにお願いして短時間認定の方が実際に料金はかからないにしろ、

延長保育の時間帯にどれくらいかかって保育をお願いしている現状があるのか。そういったものを一定の期間調べる必要があるだろうなというように思っています。その状況を踏まえて、できる限り保護者の方の大幅な負担にならないような考え方で考えてまいりたいというように思っています。

ですので、ちょっと実際4月からスタートしたら公立の残っている保育所のほうで、ちょっと保育所の現場のほうにはご負担になりますけどもカウントしてもらおうというような考えではおります。

(市) 　　ちょっとだけ補足を。

今、条例で利用者負担という条例をつくっているのです。その条例というのは保育料のものと延長保育料のことが書かれています。これが適用されるのは公立保育所のみです。私立になりますと、この延長保育時間のところは私立さんが独自で決められるという形になります。今、公立で考えているのは、先ほど課長からもあったように、30分300円、1回利用に。月額ですと2,500円というような流れには今なっています。短時間の方でも。そういうような状況になりますので、ここの延長保育料の考え方というのは各それぞれ施設が考えていくという形になりますので。

(保護者)　　今回、この民営化されるに当たって5年間…なので、5年間は同じ料金体系というようになっていくのでしょ。その30分…。

(市) 　　はい、そこもご説明させていただきます。

まず、公立を継続していただくという方はもちろんお願いをさせていただいています。ただ、4月1日からこの法が施行されてこの法律に基づいて保育所が運営されていく、新たな制度が運営されていくということになりますので、今までの公立を、もちろん保育内容とかは継続していただくのですが、法律が変わったところについてはそこからのスタートになりますから、それは新たな法律に基づいて各施設さんがしっかりと決めていただく。もちろんそれには保護者の皆さんに説明をさせていただくということは絶対必要ですのでそこはさせていただきますし、今までも少し行事なんかで公立の保育所はこれまで実施してきた行事を見直して27年4月からは、仮に廃止しますとなれば、そこについてはその行事を継続していただかない形になっています。仮にこの後に公立が行事を廃止しました、新たな事業を実施しましたということについては、もうこの時点からスタートは民間さんの園としてしていただいているので、そこまで縛りはかけていないという状況です。もちろん5年間継続し

ていただくというのはこれまでもご説明させていただきましたし、5年間の中で少しずついいことは取り入れていっていただきながら変化をさせていただくという、最後5年後にころっと変えるのではなくて少しずつ皆様のご理解をいただきながら進めさせていただくというのが大きな1つの民営化のあれでもありますので。

(保護者) 結論をいえば、延長保育料が変わる可能性はあると思っいいのですか。

(市) 1年後は。28年4月はということになります。27年4月は公立と同じもとでやってほしいということをお願いをさせていただきましたので。公立も1年間はそういう形でさせていただくと。公立も短時間の部分については、28年4月からは基本的に徴収するという考え方で今、動いていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(保護者) 済みません、仕事を普通にされていて例えば妊娠して産休、育休に入られる方というのは、今まで公立だと申請用紙みたいなを書いて、保育所からいただくものを書いて、届けをしていただいて9時から4時みたいな形で今、お迎えとかしていると思うのですが、何か申請書類を書いたら短時間認定というふうに自動的に切りかわる感じになるのですか。市役所に手続をしに行かなければいけないとか、そういうことですか。

(市) 基本はそうですね。

(市) 変更申請を出してもらおうということになります。

(市) それは市役所に来ないといけないの。

(法人) いえ、保育所のほうで備え置きできますから。

(市) それは今までどおり。

(市) 今までどおりですね。

(法人) 今までどおりの経過です。

(市) 何か就労等の状況に変化があった場合は、今までどおり諸変更届とかいろいろ出していただいていたと思うのですが、勤務証明ももちろん必要になってくるかと思うのですが、それを園のほうに出していただいて、そこから市のほうに来ると。

(保護者) そこからその方は短時間認定という形になるということですか。

(市) そうですね、はい。ただ、済みません、もう少しちょっとだけ深くというか短時間認定の方で週に1回でも8時間を超える時間が出てくる可能性がある人とか、勤務がいろいろな多様化していますので、朝、例えば7時半から出勤しないといけない、後ろは3時くらいに帰ってくるかもしれないけどという方も、国では市町村の判断

によって標準時間認定ができるというふうになって、そういう延長保育が発生しそうな人ですね、前後にずれる方であるとか週の1日でもその8時間を超えてしまう方がいる場合は市町村の判断でできるということにしています、今、市としてもそれは踏まえて標準時間認定をさせていただくというような流れで取り組んでおりますので、もし届いて短時間ですとかいう場合はまた一度、今どういう状況で短時間になっているのかというような形でお問い合わせしていただいてもお答えできますし、標準時間認定にならないかというようなご相談をしていただいても結構だと思います。その状況に応じてその方にはしっかりと今の状況はこういう状況だからこうなっていますとかいうふうな形でもご説明は十分させていただきますのでよろしくお願いします。

(市) そのほかに何かございませんでしょうか。

(保護者) 標準時間は11時間と決まっているのですか。この時間も施設のほうで決めることができるのですか。

(市) そうなっていますね。

(保護者) ということは、28年度から天王保育園さんが標準時間は9時間ですよとかいうことも

(市) いやいや、

(保護者) それはないですね。

(市) 11時間です。

(市) それはないです。

(保護者) それは絶対変わらないのですね。

(市) そうですね、はい。ごめんなさい。

(保護者) それを前後にずらすとかそういうことはあり得るけど、11時間は

(市) そうです。

(市) そうです、済みません。説明が足りませんでした。11時間という時間枠はもう変わりございません。それを前にしたり後ろにしたりというのは、それは各園でということですよ。申しわけありません。

(保護者) わかりました。

(市) そのほか何かわかりにくい点はございますでしょうか。

(保護者) 保育標準時間を7時から6時にされるということだったのですが、だけれども6時から6時半の間は延長保育は取らないというのは1年間だけ。

(市) 基本はそういう形になる、基本はです。ただ、やはり保護者の方にはご説明も要りますし、そういう状況も見きわめていかないとい

けませんので、しっかりとご説明をさせていただきながら、ご理解いただきながらという形にはさせていただきたいと思っています。

ただ先ほどちょっと、少し触れたのですが、法律がもうそういう許容している、そこは短時間もそうなのですが、標準時間もそうなのですが、8時間前後もしくは8時間がっと前にもっていかれたとしたら全部後ろになります。11時間も前にもっていくと後ろになりますし、例えば仮に後ろにもっていくとは余りないのですが、前がというのはその8時間は決められています。11時間も決められていますけど、それを動かすというのは各それぞれ施設が決めていただくという形になっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

(保護者) それに踏まえてなののですが、多分その時間というのは割と今いる者たちは7時半から6時半というのが基本の保育時間だと思っ
ていると思うので、その28年度にもし7時からというふうに前倒しになるのだとしたらその30分はすごく大事だと思うので、やはり三者協議会でどういう形でそうしたいのかというのをしてもらわないと、きっと困られる方がいらっしゃるということは天王さんのほうもご理解いただけたらなとは思っています。

(市) 先ほど少し説明をさせていただいた、前にもっていったら後ろ1時間になりますというご説明をさせていただきました。鮎川、民営化した鮎川なのですが、鮎川では10月から後ろ1時間に変更しています。下穂については、この4月から後ろ1時間という形に変更するような形になるのですけれども、なぜその後ろ1時間に変更するかというと、実は運営の部分にかかわってくることなのですが、前30分、後ろ30分、公立はないのです。公立はないのですが私立さんの場合ですと、前30分、後ろ30分という延長保育をしていますと、それぞれに補助金が出ています。国から、市も合わせてなのですが、年額30万と30万という60万になるのです。これが後ろ1時間にいくと130万という補助金になります。そこについては、これまでも鮎川でも下穂でもご説明させていただいたのですけれども、法人さんの運営がよくなるというか、その入りが大きくなる、それは子どもたちに、その保育の内容に還元させていただくことにもなりますのでそこをご理解を。それで前がなくなりますから、保護者の方にとっては前がなくなるだけで後ろ30分にはそのまま継続していただきますので、

(保護者) それは鮎川でも今、30分だけの延長料金…。

(市) そうです、今は。来年も、下穂もそうなのですが、1年間公立と同じような形で運営してほしいというようお願いをさせていただいて、法人さんのほうは御了承いただいています。鮎川のほうでも。今度、鮎川は28日の三者協議なのです。3月28日。そこでちょっとご説明させていただくという形にはなるのですが。事前にちょっと少し民対されている方については、この前、市役所に来庁されたので少しお話はさせていただいています。

そういう形で補助金のほうも大きくなって、それを子どもたちに還元できるということから少し後ろのほうもご検討いただきたいということで市のほうからも協議はさせていただいています。

もう1件、その後ろ、7時以降の延長保育は今までしていないと思うのです。でもそのニーズを踏まえて、皆様のニーズを踏まえて新たに今度入ってこられる方もいますので、その方たちが実は7時半までじゃないとお迎えに来られないという方がいらっしゃるかもしれないのです。そういう場合は延長保育の拡大というのが出てきます。これはあくまでも7時・7時の中でして、7時以降の延長保育を拡大されたとした場合は、そこはもう園さんが充実していただいている部分ですので三者協議会の基準のほうにも書かせていただいていたと思いますけども、その部分については徴収できるというふうにはこれまでもさせていただいております。充実部分で、今までと違う部分で充実したところになりますので。そういうところでは、もしかしたらその皆さんの利用状況、新たに入ってくるお子さんの保護者の方の就労状況を見きわめて後ろが延びる可能性もありますので、その辺はまた、延びる場合には必ず説明はさせていただいてご報告はさせていただきたいと思いますのでよろしく願いします。

(保護者) 保育の申請をして茨木市さんのほうが時短にするか標準にするかというのを判断されると伺ったのですが、申請する保護者としてはどちらになるかわからないじゃないですか。その後に、あなたは時短のほうですよ、標準のほうですよという通知は来るのですか。

(市) 来ます。今、継続されている方は標準時間の選択ができるんです。継続のお子さんについては。新規のお子さんは、もちろん就労の状況を見きわめてからなのですが、その方には、今、継続されている方が仮に短時間認定ですとなっても保護者の方が標準時間を選択したいということになれば標準時間認定になります。

少しだけ。標準時間認定の保育料と短時間認定の保育料が違いま

す。今、国の基準がまだ明確に予算の審議がされていて、確定したわけではないのですが、茨木市では国の基準に対して75%の保育料という形で設定をこれまでさせていただいています。だから国基準のほうが高いのですが、茨木市は子育て支援ということで75%に抑えた形で保育料をこれまで徴収させていただいています。その保育料の基準額表から考えると、それぞれの階層にもよるのですが、ゼロから2,900円の差があります。標準と短時間の差というのが。だから、仮に市民税が非課税とかの方ですと変わらないです。ゼロという形になるのですが、そこから階層が、今度、市民税額で判定していきますので、市民税額の税額に応じて階層が少し変わっていきます。最大のところでいくと2,900円の差があると。保育短時間の方と標準時間の方で同じお子様で短時間を認定されると2,900円安い保育料。ただ、低い所ですと100円とか200円という差になってしまいます。今、1回300円の延長保育料をいただいています。だから短時間を認定された方が1回利用されると、200円の差とかの階層の方だと標準時間11時間利用される方よりも多く保育料を払っていただくということがあるので、そこがやはり、少し課題かなというふうに考えていますので1年間の経過措置と。それで利用状況を見きわめて本当にどうしていくかというのを、どういう延長保育料の考え方、今は1回300円の月額2,500円とさせていただいているのですが、そこをしっかりと考えていきたいなと思います。よろしくお願ひします。

(市) そのほかに何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では一旦先に進めさせていただきたいと思います。

それでは次に、各クラスの担任につきまして法人様のほうから発表していただきます。保護者の皆様への周知、それから保育所での掲示につきましては、公立保育所の人事異動の掲示、3月25日の修了式の後になりますが、それとあわせて周知させていただければというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは天王さんのほうから、4月からのクラス担任についてご報告をお願いします。

(法 人) はい。

(市) 先生、ちょっとだけ。

(市) 済みません、今、担任を発表していただくのは、法人さんに勤めておられる、これからの雇用も、既に雇用されている方のみの発表

とさせていただきます。パートさん、臨職さんで残っていただいている方というのは3月まで少しありますので、ここでの発表はちょっと控えさせていただければと思っていますのでよろしくお願い致します。済みません。

(法 人) ありがとうございます。

それでは平成27年度の担任についてお話をさせていただきます。

0歳児ゆめ組、担任は4人です。O、N、Y、ほか1名です。

1歳児はな組、担任は5人です。O、K、T、ほか2名となります。

2歳児、担任、

メモされていますか。ゆっくりお話ししたほうがいいですか。

(保護者) 大丈夫だと思います。

(法 人) 2歳児担任、4人です。F、S、K、ほか1名です。

3歳児担任、3人。T、M、ほか1名です。

4歳児担任、2人。Y、ほか1名です。

5歳児担任、3人。W、N、ほか1名です。

フリー保育士、S。

栄養士、T。

調理員は3人です。W、Y、ほか1名です。

看護師、M。

用務員、A。

ほか、朝夕の担当の保育士がおられます。

以上、27年度の担任のほうを紹介させていただきました。

(市) ただ今、各クラスの担任についてご報告させていただきました。

これにつきまして何かご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

(保護者) 済みません、4歳児の担任が2人だったと思うのですが、5歳児、3歳児は3人だったと思うのですが、誰かがもう1人加わるのですか。

(法 人) はい。

(保護者) 4歳児だけ2人ということではないのですよね。

(法 人) 4歳児は2人担任です。3歳と5歳は3人担任です。

(保護者) そこはなぜ人数が変わってきているのですか。

(法 人) 4歳児は子ども20人に対しての1人保育士ということで、子どもの人数については、はい。

(保護者) でも5歳も3歳児さんもクラスの定員数は一緒ではないのですか。

(法 人) 3歳児と5歳児については、加配の子どもさんがいらっしゃるということでの担任補充となっております。

(保護者) わかりました。

(市) そのほかにいかがでしょうか。

(法 人) 先ほどご説明ありましたが、こちらのほうの先生方の発表がありました以降、クラス担任を書かせていただいたものは玄関のほうに、25日以降になりますかね、貼り出しのほうはさせていただこうと思っています。それを追ってまた4月号の園だよりとしまして3月末には家庭全戸配付させていただこうと思っています。そちらのほうにもクラス担任のほうは入れさせていただいております。

(市) よろしいでしょうか。

では次に進めさせていただきます。

それでは、最後にその他といたしまして今回の案件でも結構ですし、何かご意見・ご質問等がございましたらこの機会に承りたいと思いますがいかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。

それでは以上で本日の案件は全て終了いたしました。

今回は4月の開催となりますけれども、また日程調整をさせていただきまして改めてご案内のほうをさせていただきたいというふうに思います。

なお、中津保育所の三者協議会につきましては、開催日、原則第1土曜日の開催とさせていただきますので、ご承知おきいただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、本日はお足元の悪い中お集まりいただきましてあ、何か。

(保護者) 4月は1週目の土曜日は総会です。

(市) 保護者の総会。

(保護者) はい。保護者総会になっていきますので、ちょっとずれるかも。

(市) はい、そこはまた調整をさせて

(保護者) おそらくなのですが、保護者会の総会が1番保護者の方が出席される確率が多いので、市のほうが問題なければ保護者会の総会の後にちょっと今のことをお話ししていただけるほうが、今ここにいる人数だけで聞いているというよりもいいかなと私は思っているので、保護者会の総会がちょっと何時に終わるとはちょっと言えないので申しわけないのですが、できたらちょっと総会を先に優先させていただきまして、その後に三者協議というか話の場をもつ

ていただけたらと思っています。

(市) 大体どれくらい総会をやっていますか、いつも。2時間くらい。

(保護者) 1時間ちょっとです。

(保護者) かつ、その日にまた役員会もする予定なので、もうできたら30分くらいで終わらせたいとは思っているのですが、ちょっとそれは私の議事進行にもよるので、確約できないが、一応9時半くらいというふうに思っています。

(市) わかりました。

(市) では役員会は、総会してもらって、三者協議してもらって、その後

(保護者) その後が一番いいと思うのです。

(市) ですね。

(保護者) 恐らく役員会は、顔合わせをしたり、確認したりとかなので、そんなに時間はかからない。

(市) はい。そういう流れのほうがスムーズかなと思いますね。

(市) それだったらもう10時くらいからとかに

(保護者) もう多分それだと

(市) 帰られる方がいらっしゃる。

(保護者) いると思うので9時半くらいに来ていただいたら

(市) わかりました。了解です。わかりました、はい。

(市) 昨年度の確認と今年度の次の年度の行事とか、中身の説明なので

(保護者) そんなに大きく変わってないので、恐らくそれでいけると思いますが。済みません、お願いします。

(市) わかりました。

(市) そうしましたらその辺を調節させてもらって、最終ご案内のほうをさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか、ほかに何か。

ないですかね。

では、本日の三者協議会はこれで終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

—了—